

大阪市立男女共同参画センター条例

制定 平成5年4月1日 条例第21号

(設置)

第1条 本市に男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立男女共同参画センター中央館	大阪市天王寺区上汐5丁目
大阪市立男女共同参画センター北部館	大阪市東淀川区東淡路1丁目
大阪市立男女共同参画センター西部館	大阪市此花区西九条6丁目
大阪市立男女共同参画センター南部館	大阪市平野区喜連西6丁目
大阪市立男女共同参画センター東部館	大阪市城東区鳴野西2丁目

(目的)

第2条 センターは、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力が発揮できるよう多面的な支援を行うことにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- (3) 女性問題に関する相談
- (4) 男女共同参画社会の形成に関する啓発
- (5) 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究
- (6) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、5月3日から同月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 特定期間におけるセンターの休館日は、5月6日（その日が日曜日又は休日に当たる場合は、その翌日）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前2項の規定による休館日を変更し、

又は臨時の休館日を定めることができる。

- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 センターの供用時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」とあるのは「第5条第1項の規定にかかわらず」と、「前2項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第6条 センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可（以下「使用許可」という。）を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(使用料)

第 11 条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(附属設備の使用)

第 12 条 使用者は、市規則で定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。

(使用料の納付の時期)

第 13 条 使用料は前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本市が第 3 条各号に掲げる事業のために使用するとき
- (2) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第 2 条の目的に即した使用をするとき
- (3) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他使用者の責めに帰すことができない特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(管理の代行)

第 16 条 センターの管理については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第 17 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（指定申請）

第 18 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第 1 号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第 20 条 市長は、第 18 条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第 2 条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第 21 条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を

取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第 22 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げるセンターの事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他センターの管理に関する事

(施行の細目)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 (平成 21 年 9 月 18 日条例第 83 号)

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

区 分		使 用 料								※ 1
		入場料の類を徴収しない場合				入場料の類を徴収する場合				
		午前	午後	夜間	昼夜間	午前	午後	夜間	昼夜間	
男女共同参画センター中央館	ホール	26,000 円	41,600 円	36,400 円	93,600 円	39,000 円	62,400 円	54,600 円	140,400 円	左記の 2 割増しとする。
	控室	1,000 円	1,500 円	1,300 円	3,400 円	1,500 円	2,300 円	2,000 円	5,100 円	
	研修室 A	4,200 円	6,700 円	5,900 円	15,100 円	6,300 円	10,100 円	8,900 円	22,700 円	
	研修室 B	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円	
	会議室	1,200 円	1,900 円	1,700 円	4,300 円	1,800 円	2,900 円	2,600 円	6,500 円	
	和室	1,200 円	1,900 円	1,700 円	4,300 円	1,800 円	2,900 円	2,600 円	6,500 円	
	音楽室	3,000 円	4,800 円	4,200 円	11,000 円	4,500 円	7,200 円	5,100 円	16,500 円	
	工芸室兼調理実習室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円	
	展示室	1 日につき 3,600 円				1 日につき 5,400 円				
	駐車場	1 台 30 分までごとに 150 円								
男女共同参画センター北部館	ホール	18,000 円	29,000 円	25,000 円	65,000 円	27,000 円	43,500 円	37,500 円	97,500 円	
	控室	1,000 円	1,500 円	1,300 円	3,400 円	1,500 円	2,300 円	2,000 円	5,100 円	
	研修室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円	
	会議室 A	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円	
	会議室 B	600 円	1,000 円	800 円	2,200 円	900 円	1,500 円	1,200 円	3,300 円	
	和室	1,800 円	2,900 円	2,500 円	6,500 円	2,700 円	4,400 円	3,800 円	9,800 円	
	音楽室	3,000 円	4,800 円	4,200 円	11,000 円	4,500 円	7,200 円	5,100 円	16,500 円	
	工芸室兼調理実習室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円	
	展示室	1 日につき 3,600 円				1 日につき 5,400 円				
男女共同参画センター西部館	ホール	18,000 円	29,000 円	25,000 円	65,000 円	27,000 円	43,500 円	37,500 円	97,500 円	
	控室	1,000 円	1,500 円	1,300 円	3,400 円	1,500 円	2,300 円	2,000 円	5,100 円	
	研修室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円	
	会議室	1,200 円	1,900 円	1,700 円	4,300 円	1,800 円	2,900 円	2,600 円	6,500 円	
	和室	1,200 円	1,900 円	1,700 円	4,300 円	1,800 円	2,900 円	2,600 円	6,500 円	
	音楽室	3,000 円	4,800 円	4,200 円	11,000 円	4,500 円	7,200 円	5,100 円	16,500 円	
	工芸室兼調理実習室	2,400 円	3,800 円	3,400 円	8,600 円	3,600 円	5,700 円	5,100 円	12,900 円	
	展示室	1 日につき 3,600 円				1 日につき 5,400 円				

男女共同参画センター 南部館	ホール	18,000円	29,000円	25,000円	65,000円	27,000円	43,500円	37,500円	97,500円
	控室	1,000円	1,500円	1,300円	3,400円	1,500円	2,300円	2,000円	5,100円
	研修室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円
	会議室	1,800円	2,900円	2,500円	6,500円	2,700円	4,400円	3,800円	9,800円
	和室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円
	音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円
	工芸室兼 調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円			
男女共同参画センター 東部館	ホール	18,000円	29,000円	25,000円	65,000円	27,000円	43,500円	37,500円	97,500円
	控室	1,000円	1,500円	1,300円	3,400円	1,500円	2,300円	2,000円	5,100円
	研修室	1,800円	2,900円	2,500円	6,500円	2,700円	4,400円	3,800円	9,800円
	会議室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円
	和室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円
	音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円
	工芸室兼 調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円			

※1：日曜日、土曜日及び休日における使用

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいい、「昼夜間」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。